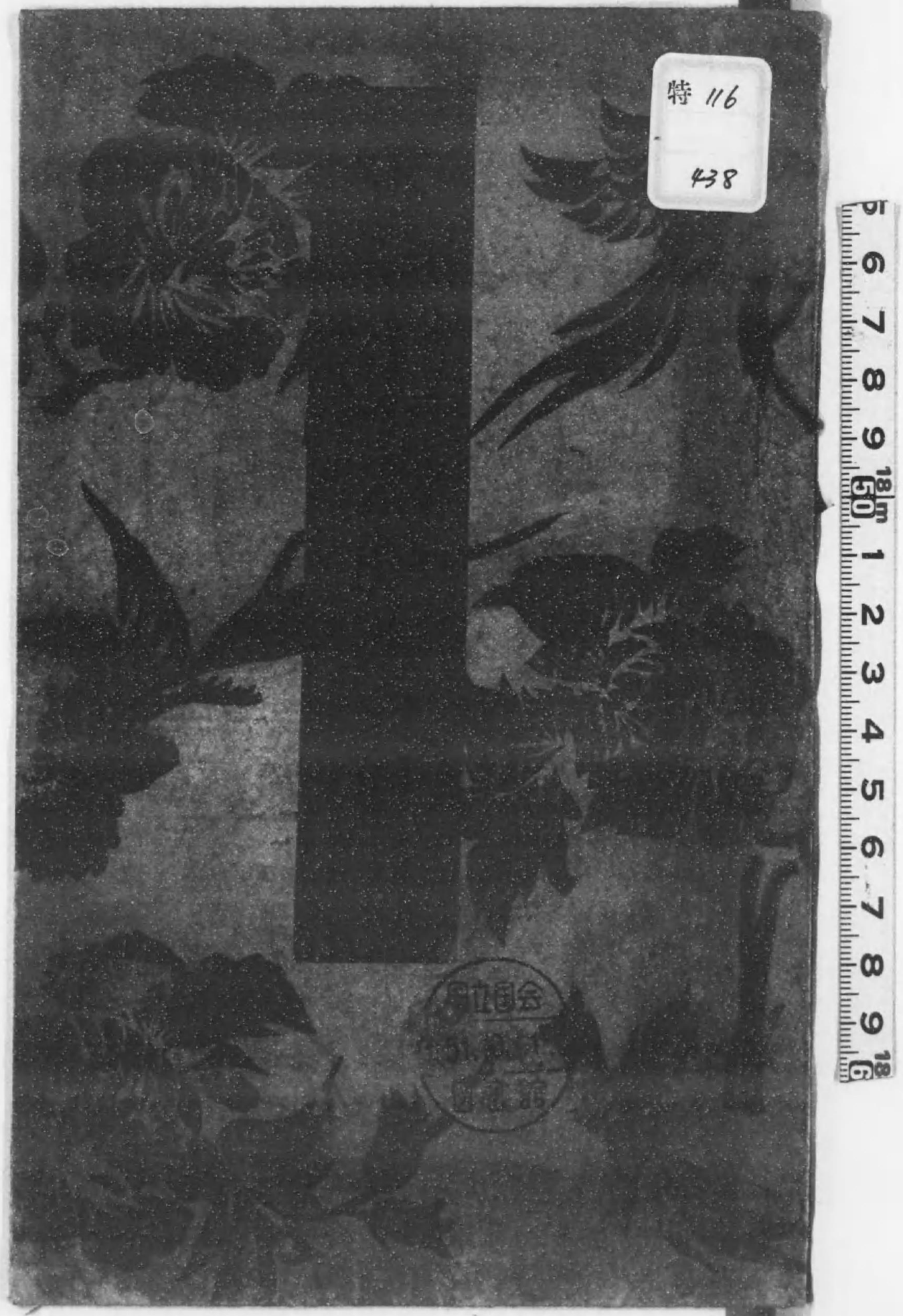

始

特 116
438
国立国会
51.10.1
図書館

飾

任飛適

鏡風

序

社會ノ文明ト云ヒ邦國ノ尊榮獨立ト云フモ之ヲ要スルニ其大本ハ唯其人人ノ心ニ在ルノミ。恭シク惟ミルニ吾樂翁公ノ盛德百世ニ光輝スベキコト固ヨリ多言ヲ俟タズ。而カモ其盛德大業ノ源ハ他無シ亦實ニ其幼ヨリ老ニ至ル終始一貫治心ノ效ノミ。秋山道兄篤學力行多年一貫即チ善ク治心ノ實效ヲ收ムル者。頃日樂翁公行狀中ニ就キ殊ニ少年青年ノ教訓ニ適スベキ者若干條ヲ

抄錄シテ一小册ト爲シ題シテ綠竹ト曰フ。蓋シ之ヲ周詩ノ旨ニ取ル。序文ヲ正武ニ徵セラル。是レ豈ニ正武ノ敢テ當ル所ナランヤ。然レドモ、道兄多年篤行實踐治心ノ餘今特ニ此編述アル所以。其レ豈ニ深ク之ヲ念ハザルベケンヤ。故ニ頑鈍僭越ノ罪ヲ顧ミス玆ニ謹ミテ平生所感ヲ記シ以テ此編ヲ讀ム所ノ諸君ニ質ス

明治三十六年二月十三日　　勉生　小山正武謹識

緒言

昔この君まし〳〵て臣も民もみな深きめぐみの露に潤ひ侍る綠の竹のいとうるはしきと共にあやある君の德はいつまでもわすれるべきにはあらねどもその世に近き人々も今は殘り少なくなりもて行きて朝夕の庭の訓のはし〳〵にも語り傳へ仰きまつる事のやゝうすくなりもやせむと思ふものからいとかしこきわ

ざには侍れど御遺事の中より兒童の耳に入りやすからむ事を聊かかき出で教のたすけにもとかくはものし侍るそのつばらなる事は御遺事の卷をよみて知りぬべし

明治三十六年一月　　編者謹みて記す

特116
438

みどりの竹

桑名　秋山斷編

從四位下左近衛權少將兼越中守定信公と申し奉るは、我舊藩第九世の君守國公の御事なり。實は、田安宗武卿の御七男にて、寛光公の世嗣とはなり玉ひしなり。公若きより、文武の道に秀で、國を治るの事に心を用ひ玉ふ。三十歳にして老中となり、やがて、輔佐の職に當り、亂れむとする天下を治め、中興の賢相と世に仰がれ

玉ひ、天下の政を掌り玉ふこと七年ゟして、職を辭し、退きて專ら藩の政を修め玉ふ。平生の善き言行すぐれたる政教擧るに遑あらず。一藩の臣民は言ふもさらなり、天下皆其德を被り、今に至りても樂翁公の名天下に高く世の人爭うて其御筆の跡を求め、之を寶とせり。生れつき弱く在して六歳の比には已に危く見えさせ玉ひたることさへ有りし程なりしが、机の引出しに死際の事と云一枚の書付ありしを、御附の人之を見て其故を伺ひ

しに此世に生れ出でて空しく死なんは口惜き事なれど、かくまで弱くしては久しく世にあらんこと難し、せめて死際には世に異なる振舞をだにして　人の口のはに殘さばやと思へば、朝夕忘れぬ爲に書き置くなり、と宣ひしとぞ、されど養生に心を用ひ、功成り名遂げて七十に餘る壽を保ち玉へり。

未だ十歳にもみたせ玉はざりし比讀書をよく覺え玉ひければ、記臆よく才智すぐれ玉ふと人々譽め奉りしに、或

日、いかにしてか幾返りしても覺え玉はざりしかば、いかにも不才不記臆なり、平生人々の譽めしはみな諛なりとて、いと御機嫌あしかりき。此比より自ら省み玉ふこと此の如し。十三の時孝悌の道より兒童の心得となるべきこと共を自ら筆記して自教鑑と名付け玉ふ。

田安にては御兄弟多く在せしかば御幼少の比は男子の御附も定まらず、御住居も廣からねば、諸役所などへ行きて遊び玉ひ役人の評議などに心を留めて聞き玉ふ有樣、いかにも尋常の兒童にはあらず、と、其比の役人語り合しとぞ。晩年に、近習此事を伺ひければ、實に政を執りて助けとなりしこと少なからざりしと宣ひぬ。

十三四の比より人に問玉ふこと、多くは人君國を治るの道なりき。十七の年、或

日、後漢書陳蕃の傳を讀み玉ふに、大丈夫處レ世當レ掃二除天下一と云に至り、はたと膝を打ち大に感じ玉ふ處あり、是より一際學問に深く志し此比より習字をも廢し專ら心力を用ひ玉ふ。

詩歌も御幼年より善くし玉ひ十一歳の時鈴鹿山の花盛りに旅人行かふかたに御附の人贊を願ひければ

鈴鹿山旅路の宿は遠けれど
ふりすてがたき花の木のもと

又同じ年雨後即事と云題にて

虹晴清二夕氣一。雨歇散二秋陰一。流水琴聲響。
遠山黛色深。

後年よませられし歌に

心あてに見し夕がほの花ちりて
問こそわぶれたそがれの宿

冷泉殿これを深くほめ玉ひて夕顔の少將と呼せられしとぞ。歌の集を三草集と云ふ。

田安にて儉約を專らにし玉へば、衣食を始め、聊かの事も心に任せられざりき。天明の始め、嚴しき儉約を令せられ、躬ら木綿の衣服を着け、組末なる飲食を爲し玉ふを、左右の人々如何計り心苦しく思召さん、よくも勉め玉ふものかな、と申せしに、我田安に居たりし時、何事も自由ならず事缺てのみ生長したれば、かゝること難儀とも覺えず、されば、人は幼少の時の育てゞら甚だ大切なる者なり、と、宣ひぬ。

御兩親に事へて孝行深くましく朝夕の御機嫌伺怠り玉はず、毎朝先づ御用達をして御機嫌を伺はしめ、歸り來れば、次の間に出で謹みて御樣子を伺ひ玉ひ、御側に侍り玉ふ時は聊か角立ちたる事なく、御酒宴の折などは殊に柔和にして平生のおごそかなるとは別の人の如く在し玉ふ。寛光公久しく中風を患ひ玉ふに、醫藥の事に心を盡し、假初にも等閑の事有りては不孝の大なる者と恐れ謹み玉ふ。其後はゞ快復ありて登城し玉ふ時は、いつ

も御同道にて御城内路の高低、御玄關の上り下り、皆御手を引き、腰を抱へ、其御介抱の親切なること、貴き方の如くには見え玉はず其前登城し玉ふ時、御玄關の壇にて、誤りて扇を落し玉へる樣にて取上げ玉ふ時、壇の高さをはかり、御出

勤の前同じ壇の高さに作りて上り下りを試み玉ふ樣になし玉ひ又或時御城内何れの處にて有りしや草履なく前後を見合せ玉ふ時、懷より新なる草履を出し進め玉ひしとぞ。

寛光公御逝去の後、御母清照夫人御住居さびしければ御慰事を進め玉ふに、此時もし嚴に侍り玉はんには、夫人も氣遣に思召し興無らんことを思召れ、手自ら人形つかふまねなどをも爲し、務めて御心を慰め玉ふ。此時

ならで終身かゝることを爲し玉ひしことは無りしとぞ。

靜德夫人は生れつき貞しく順ほに才かしこく歌をもよくし玉ふ。然るに御容麗はしき方に在さざりしかば、御婚姻の初夫婦の間如何有らんと御兩親の氣遣ひ玉ひしも夫婦の間は色の美惡を以て親〳〵く、疎きを爲すものに非ずとて、いと親しく在し、貴き身とて女と生れては縫織の事知らでや有るべきと教玉ひて、御居間に機をたてゝ自ら織らせ玉ふ。又婦人の教となるべきことを假名文字にかきて難波江と名付け參らせ玉ふ。

世子の時は殊に文武の稽古を勉め玉ふ。近臣南合彥左衛門義之（蘭室先生）も文學にすぐれたるゆ、初の程は讀書の數公と勝り劣り無りしに、忽ちにして數十册後れたり。怪みて一年の御讀書を記せしに四百卷に餘ること數々あり。是を專らとする人々にても及び難き程なるに日々の武藝朝夕の御機嫌伺ひ、御酒宴の座にも侍り玉ひ、田安への往來其外交り廣き中に、此の如くなるは不思議なりと語

りしとなり。其勉強し玉ふこと思ふべし。

起倒流の柔術を旗下の士鈴木清兵衛邦教に學び玉ふ。

ある稽古日に清兵衛病氣なりとて門人を出し、問玉ふことをも答へず、只打碎きて投出のみなりければ、やがて清兵衛の宅へ赴き玉ふに留守なりと云、さらば歸りを待べしとて待せ玉ひしに、姑くして清兵衛笑を含みて出來り、御志の篤きこと今の世の諸侯には有るべからず、君は知明かにして理先だち業は後れたり、是迄此の如き

人たまく有れども皆中比に止めて全く成りし者なし、

よりて此比より工夫してかくはなし奉りぬとて其無禮をわび、それより打方して教へしかば大に悟り玉ふ所あり。

是より事と理と一つに伴ひ大に進み玉ふ。清兵衛の門弟三千人の中皆傳を得たるは十人に過ぎず。其中殊に勝れしは三人にして、公は其一人に在し玉ふ。其能く耐忍して業を成し玉ふこと此の如し。御家督は天明三年にて諸國饑饉の折なりしが、かゝる時にこそ儉約の道は行はれ

國の固をもなすべけれとて、第一に儉約の令を下し、自ら衣食を薄くし、身を以て下を率ひ玉へば、下皆速かに其風に化り、儉約を尚び奢りを耻るに至りぬ。此時、御駕籠の蒲團天鵝絨と黒紬夏は柿色の痲に代へよと命ぜらる。然るに近比天鵝絨を新たにせし者なれば今不用とするも益なし損する迄用ゆべきやと伺ひしに、物は改る時には不用となるも苦しからず、とく改むべしと命じ玉ふ此時の饑饉は諸國一同のことなるが、奥州は殊に甚しく、

御領内より納る米も殆ど無き程にて、人の心安からざりしに、價高き米穀を江戸・大阪・兵庫等より買入れ、一藩の扶持より下々の救に至る迄心を盡し、いかなる寶にても人の命には易へ難し、一人にても其所を失ひ餓て死ぜざる樣にと、役人に命

じ玉ふ。さればかゝる大饑饉にも御領内に一人の死せる者無りき。此時江戸より稗・ふすま・引割麥・あらめ・かますの干物・にしん・干大根の類あまた取り寄せ、困窮の民に與へらる。かゝる有難きを驛々にも唱へて、其御荷を地に置ず、馬の背より背へ移して送りしとぞ。

奥州は、偏よりたる土地にて、賤しき者の習、子を生みても二人以上は之を育てざりしを深く憐みて樣々に教へ喩し、是れ全く貧くして養ふべく手だてなき故なるべし

とて、二人目よりは手宛を賜ひ、五人以上の者には又別に米を與へられ、種々心を盡させ玉ひしかば、かゝる久しき習も昔語りとなり、遠き山里迄も絶果てゝ人口の多きを加ふるに至れり。天下の政を掌り、亂れんとする天下を治め玉ふ。其功績の大なる天下の共に稱する所なりされど自ら功とし玉ふことは絶てなし。御退職の後近臣等此事を申せしに、天下の政は執政諸役人評議して將軍家へ申上げ、其上御指揮ありて行はるゝことなり、いか

で我の功と云べきやと言を正しくして戒め玉ふ。

昔より武家の輩上京の時禮を失ふことまゝありしが、執政中上京し玉ひし時は、内裏御延燒の後にて假の皇居に在しけるが、武家の惡き習を破り、王朝の禮儀を嚴にし、上を敬ふの道を盡し玉ひしかば、これより武家の敬禮も正しくなりぬ。此時御造營の事を掌り玉ひしが、深く古の法を考へ、力を盡し玉ふ。内裏の跡を巡り玉ふ時頻りに涙を流し、暫く言葉無く居玉ひしに傍より牀几を奉りしかば、恐多きことなりとて直ちにこれを斥け玉ふ。

天杯頂戴の時、是迄關東より上りし諸侯は手足もて這ひて進みしかば、公家にては是を關東の犬這ひと名付けて嘲りしが、公も彼犬這やなし玉はんと見居たりしに、禮により膝行して進み威儀美はしく見え玉ひしかば、進退見事　叡感の旨關白家より傳へられしとぞ。其後御兄松山侯上京の時弓・矢・鞍・鐙等皆古の法を用ひ玉ひし

かば、松山の故實、白河の威儀と公家にて並べ稱せられしとぞ。

夙に海外の有樣を察し、海防に心を用ひ、執政中謀り玉ふ所有りて之が總宰を命ぜられ、伊豆・相摸・安房・上總の海岸を巡り視玉ひしが、文化中に至り安房・上總の海防を命

ぜられ、陣屋を搆へ、砲臺を築き、備を嚴にし玉ふ。東海の防備は此時より始れり。

御實母香詮院尼公へは、常に御自筆にて御機嫌を伺はれ、好み玉ふ品を贈り、又自ら往て問ひ、或は招かぜられ、宗武卿の好み玉ひし舞樂等を爲し、自ら給仕し玉ふこともあり、尼公より新たに造れりとて人形を贈らぜられし時よみ玉ふ歌

たらちねを猶慰めむいろくの

衣にしばし老もかくして

松代の御叔母眞松院尼公を時々招かせられ厚く養はせ玉ふ。尼公年老い園の中を歩み玉ふことも心に任せられざりければ、岡舟と云物に茵を重ねてのせ參られ、其四隅の貫手を自ら侍臣と共に持せられ、物語して靜に園の中を廻らせられしかば、足を勞らさずして園の景色を見盡せりとて殊に喜ばせられしとなり。

御兄松山侯とは常に親しく在し、互に往來し玉ふ時は終日對座し、弓馬の故實など宗武卿の志を繼ぎ細やかに語り玉ふ。或時宗武卿のよませられし

千鳥さへ友呼かはし遊ぶなり
なぞてや人のひとり樂しむ

と云歌を千鳥のかたる繼色紙にかきて賜はれと侯に乞玉ひしに、侯よりも同じく求め玉ひて、同じ日

に互にかきて贈り玉ふ。其時の御歌ょ

過し世を慕ふ千鳥の音にぞなく
浦はの松の枝を洗ねて

御孫惠德公四書五經の素讀濟ぜられし後は、尾藤二州先生を延きて經書の講釋あり、又御對座にて人君の心得となるべきことを語り玉ひ、次第に習れ熟し玉ふ樣に教へ導き玉ふ。惠德公御居間の屏風痲姑仙女の繪なりしを女の繪などは惡しとて張替しめられ、武術も追々御世話

あり、凡て迫りたる事なく事すくなにして嚴に導き玉ふ。

或時姫君より云々の御禮に參らせんには如何なる物かよからんと申し玉へば、机の上に天鵝絨を張りたく思ふと宣ひければ、速かに參らせらる。其比の御物語に机に天鵝絨を張らば肱をつくに柔かに、筆執るにも寒からでよかんと年比思ひしに果してよしと宣ふ。しか思召さばとく命じ玉ふべきに、七十近くならせ玉ふ迄何とて命じ

玉はざりしと申しければ、侈の事なれば今迄云はざりしと宣ひぬ。凡て平生一身の不自由は顧み玉はず、衣食住を儉約にし無用の費を省き、國の入用を足し、不時の用に備へ玉ふ。

或時築地邸の池にて引網をなさしめ、自ら水に入りて下知し玉ふ。世子次郎公子も十歳計りに在せしが、淺瀨にて引玉へとて、共に水に入り玉ふ事終りて後、湯を沸し世子公子も浴し玉ふべしとて湯を運びけるを見玉ひて、我若かりし時深川の屋敷へ行く度に池に入りしが、水にて手足をすゝぎしのみ、濡れたる所は手拭にて拭ひ、半纏はしぼりて其まゝ着て居ればいつかひる物なるを、今は湯をつかふなど餘りに、柔弱なることなりと叱り玉ふ。何事も柔弱に流るゝことを憂ひ、事に當りて戒め玉ふこと此の如し。

學校を興し、鄕學を建て、藩士より町村の民に至る迄を導き、深く文武の教に心を用ゐさせられ、白河大火の折

も第一御宮、第二學校と普請なさしめられ、嘗て教授廣瀬典の家に一つの樓を建玉はるべしと有りしに固く辭し奉りしかば、獨り教授の爲にするに非ず、必ず辭すること勿れと仰ありて樓を建て勿辭樓と名付け、自ら記文をかきて賜はり、常に文を會せしめ玉ふ。

文武の修行は晩年迄怠り玉はず、常に身を以て臣下に先ち之を率ゐ玉ふ。病重く在し玉ふ中と雖、常に文武の業を勵まし、月次歌會の兼題は常の如くよませられ、薩摩老侯より醫師北村良宅を使として問せられし時、良宅退きて、病重く藥の及ぶべきにあらず、然に言の爽かに、殘る所なく宣ふこそ怪しく覺ゆれ、たとへば病と心と二つになし置せ玉ふ者の如し、誠に凡人ならぬ御事なりと深く感ず奉りしとなり。或時よませ玉ふ歌に

末遂にあだちが原の露の身も
國を守りの鬼とならなん

その國を憂ひ玉ふ忠義の誠深く在し玉ふ程窺ふに餘り

あり、守國の御名もこの御心なるべきにや。

附記

明治四十一年九月二十九日正三位を贈らせ給ひ、位記を授け賜はる。

明治三十七年二月廿九日印刷
明治三十七年三月七日發行
明治三十八年二月廿五日再版
明治三十九年三月二十日三版
明治四十年三月廿三日四版
明治四十三年三月廿二日五版
明治四十四年三月廿二日六版
大正二年三月廿二日七版
大正三年三月十五日八版
大正四年三月二十日九版

定價金貳拾錢

編者 秋山斷

桑名溫知會藏版

發行兼印刷者 名古屋市東區宮町四丁目拾貳番地 横山圓太郎

印刷所 名古屋市東區宮町四丁目拾貳番地 進文舍

不許複製

發行所 名古屋市東區宮町四丁目拾貳番地 進文舍
〔電話長九四六番〕

終